

議題1 ひらつか男女共同 参画推進協議会について



-1-

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例

第1条 特別職の職員で非常勤のものの報酬は、
別に定めるものを除き、別表のとおりとする。

別表 (第1条関係)

ひらつか男女共同参画推進協議 会委員	日額	11,500円
-----------------------	----	---------

-3-

各事業の評価等についての協議

プランに掲げた施策が効果的に推進されるよう
年度毎に、各事業の実施状況や担当課の評価、
次年度への対応等について協議する。

プランの見直し

プランの進捗状況や社会情勢等を踏まえ、プラ
ン後期(令和10年度～13年度)に向けた見直し
について協議する。(令和8年度に市民意識調
査を実施する予定)

-5-

資料1

プラン冊子
68ページ

平塚市附属機関設置条例

(設置)

第2条 執行機関及び公営企業管理者の附属機
関として、別表に掲げるものを置く。

別表(第2条関係)

附属機関の属す る執行機関及び 公営企業管理者	附属機関	担当する事務	委員の定数
市長	ひらつか男女 共同参画推 進協議会	ひらつか男女共同 参画プランの推進に ついて審議すること	11人以内

-2-

プラン冊子
69ページ

ひらつか男女共同参画推進協議会規則

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) ひらつか男女共同参画プランの推進

(2) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

-4-

イクボスプロジェクト

「誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現」
に向けて、本市が実施する施策だけでなく、市
民、事業所、地域、団体が主体的にジェンダー
平等の意識を持って活動することが重要となる
ため、ワーク・ライフ・バランス推進について、積
極的に事業所と連携して取組を進める。

※「イクボス」については、議題4で詳
しく説明します。



-6-

ひらつか男女共同参画推進協議会規則

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募に応じた市民
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

-7-



附属機関及び懇話会等に関する指針

(公募委員選任の基準)

第10条

(3) 公募委員は、再任しないものとする。

-8-

ひらつか男女共同参画推進協議会規則

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可
否同数のときは、議長の決するところによる。

-10-



-11-

(2) 平塚市男女共同参画管理会議

副市長を会長、全部長級職員を委員として構成
した市役所内組織

(3) 平塚市男女共同参画推進会議

全課長級職員を委員として構成する市役所内
組織

-12-

議題2 ひらつか男女共同 参画プラン2024について



-13-

(1) 策定根拠

-14-

プラン冊子
6 ページ

男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

-15-

プラン冊子
6 ページ

女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律) 第6条第2項

市町村は、基本方針を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

-17-

プラン冊子
6 ページ

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律) 第2条の3第3項

市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

-16-

策定根拠

- 男女共同参画社会基本法第14条第3項
- DV防止法第2条の3第3項
- 女性活躍推進法第6条第2項

-18-

平塚市の男女共同参画基本計画

【第1次】
H3～H9



【第2次】
H10～H18



【第3次】
H19～H28



【第4次】
H29～R5



-19-

(2) 言葉の定義

-21-

①「ジェンダー」と「セックス」

-22-

平塚市の男女共同参画基本計画

【第5次】
R6～R13



-20-

セックス 生物学的性別 (sex)

- 生まれつき決められた生物としての性
- 「男性」「女性」、「オス」「メス」など



ジェンダー 社会的性別 (gender)

- 社会通念や慣習の中で作り上げられてきた「男性像」「女性像」
- 家庭、職場、地域社会などで作り上げられた「男性の役割」「女性の役割」



-23-

プラン冊子
4ページ

ジェンダー平等とは

性別には、生まれつき持った生物としての性別をさす「セックス」と、社会通念や慣習の中で作り上げられた男性像、女性像といった「ジェンダー」があります。「ジェンダー平等」とは、誰もが性別に関わりなく、人権が守られ、平等に機会が与えられること、また、多様な性を認め合うことも含まれています。



-24-

ジェンダー平等の間違った解釈の例

- スポーツ大会は、男性と女性を分けずにやろう。
- トイレ、更衣室、公衆浴場などは、男性と女性を一緒にしよう。
- 女性専用車両は廃止するべきだ！
- レディースデーがあるのは女性だけずるい！



-25-

②「男女共同参画」と「ジェンダー平等」の違い

-26-



「男女共同参画」、「ジェンダー平等」どちらも「gender equality」と英訳され同義語であるが、プランにおいては次のように定義している。

-27-



「男女共同参画週間」や「ひらつか男女共同参画推進協議会」など、決まった言葉以外は、「男女共同参画」ではなく、「ジェンダー平等」と使用するように努めている。

-29-

男女共同参画

性別は「男性」と「女性」の2種類であるという前提の言葉。



ジェンダー平等

セクシュアルマイリテイの方に配慮した言葉で、**多様な性を認め合う意味**が含まれている。近年よく使われるようになった。

-28-



レインボーフラッグ

セクシュアルマイリテイの方の尊厳と社会運動を象徴する6色の旗

-30-

③女性活躍

-31-



「女性の職業生活における活躍」を省略して「女性活躍」と言う。

-32-

(3) 施策の体系

-34-

(4) 指標(数値目標)

-36-

プラン冊子
89ページ

女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)第1条(抜粋)

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)



-33-

プラン冊子
1ページ

基本理念

誰もが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる社会の

実現



目 標

誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現



目標実現のための視点

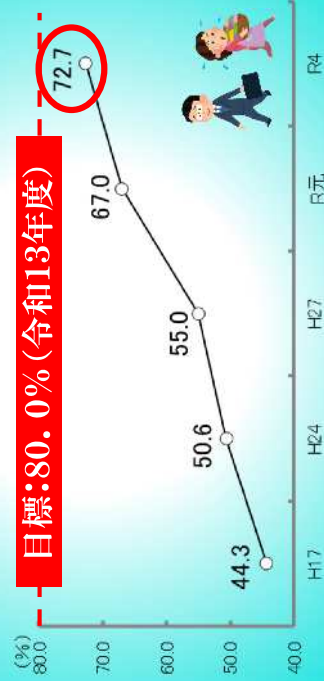
固定的な性別役割分担意識の改革



-35-

指標①

「固定的な性別役割分担意識」にとら
われていない市民の割合



-37-

指標②

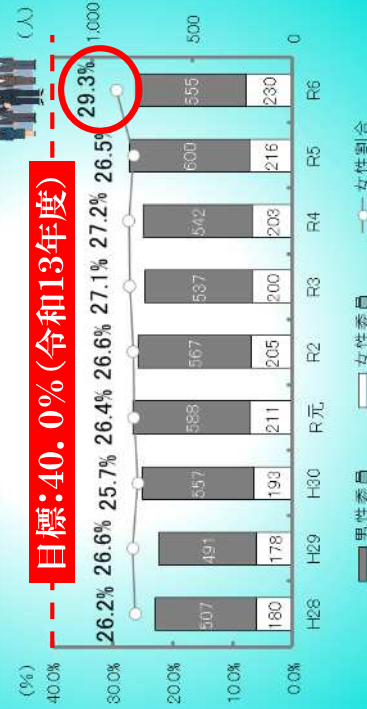
市職員の管理職に占める女性の割合



-38-

指標③

市審議会における女性の割合



-39-

指標④

子どもができてから、女性が仕事を続け
ることについて、肯定的な考えを持っ
ている市民の割合

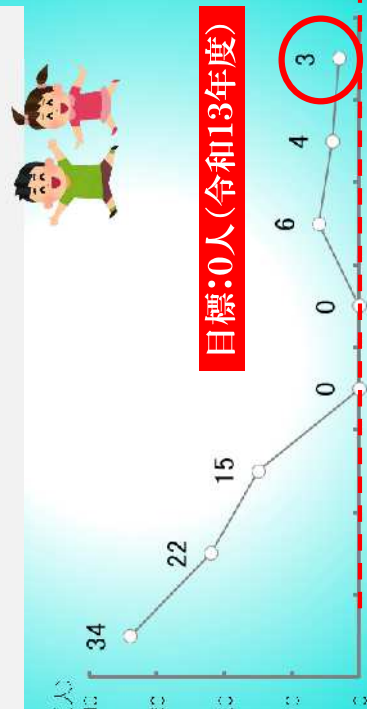
目標:70.0% (令和13年度)



-40-

指標⑤

保育所等における待機児童数



-41-

指標⑥

市役所における男性職員
の育児休業取得率

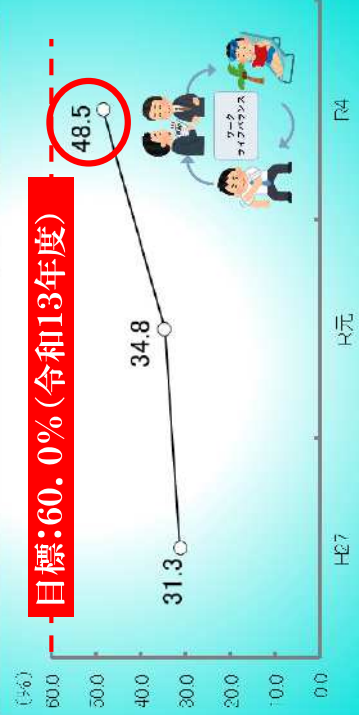
目標:85.0% (2週間以上の取得) (令和13年度)



-42-

指標⑦

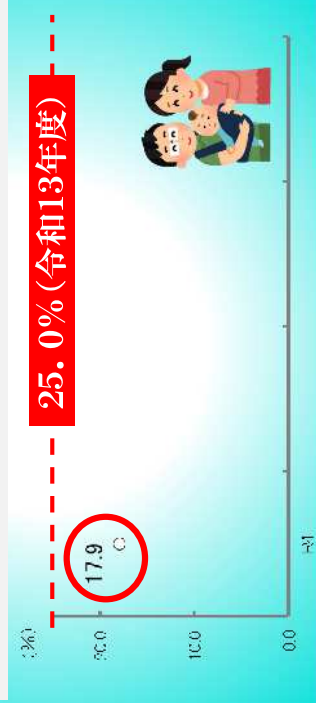
ワーク・ライフ・バランスが実現
できていると思う市民の割合



-43-

指標⑧

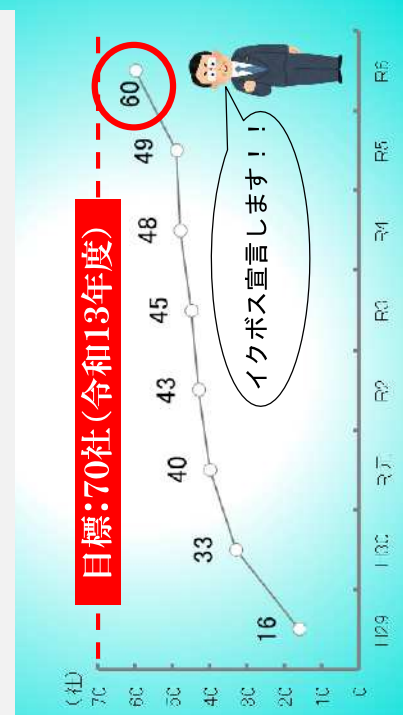
未就学児を育てている夫婦世帯において、「育児・子育て」は「夫婦同じくらい分担している」と回答した市民の割合



-44-

指標⑨

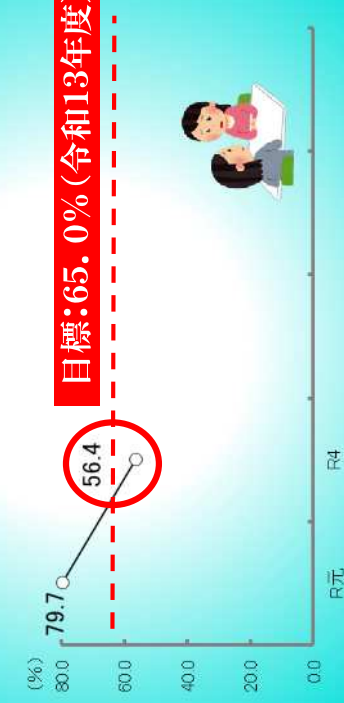
イクボス認定事業所数



-45-

指標⑩

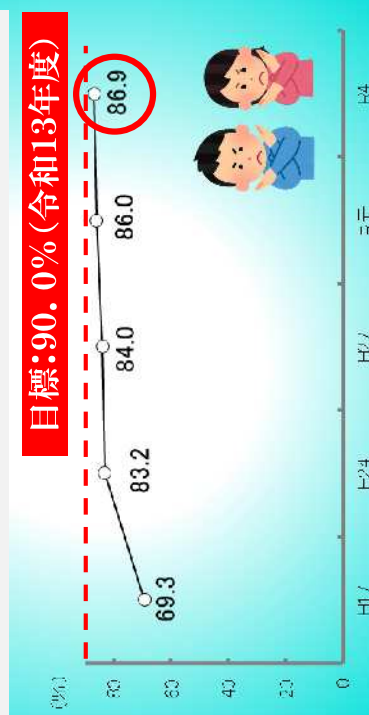
DVの相談ができる窓口を
一つでも知っている市民の割合



-46-

指標⑪

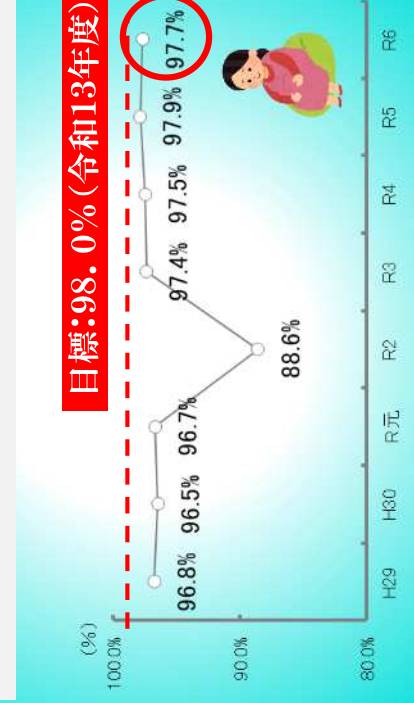
DV(身体的、精神的、社会的、経済的、性的)の行為を全て暴力だと思う市民の割合



-47-

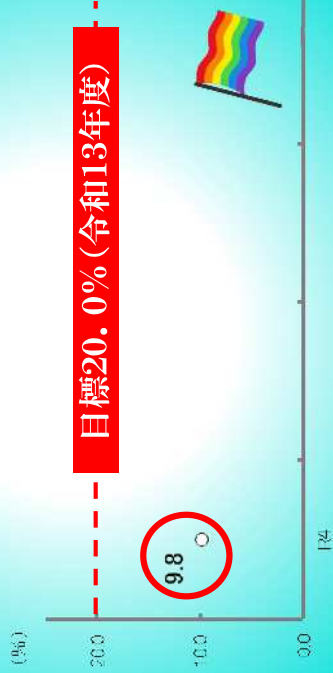
指標⑫

妊婦健診の受診率



-48-

平塚市パートナーシップ宣誓制度 を知っている市民の割合



-49-

平塚市パートナーシップ宣誓制度
セクシュアルマイリティや事実婚のカップ
ルなど同性・異性を問わずパートナーシッ
プのある2人が、互いに人生のパートナ―
であることを宣誓し、市長がその事実を公
的に証するもの



-50-

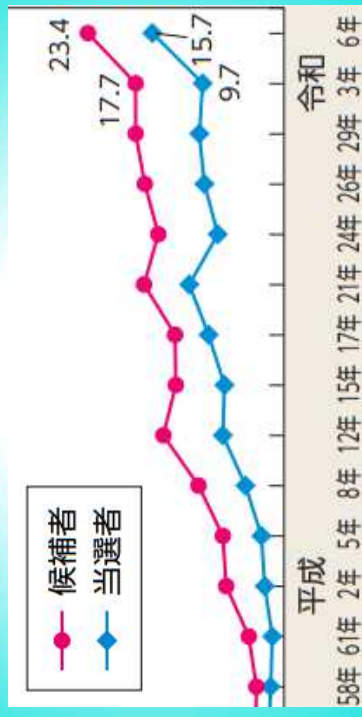
議題3 ジェンダー平等の 現状について



(出典:男女共同参画白書)

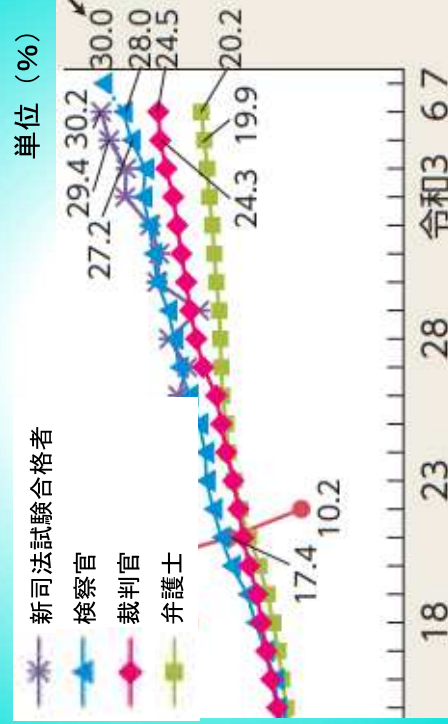
-51-

衆議院議員総選挙における女性割合の推移



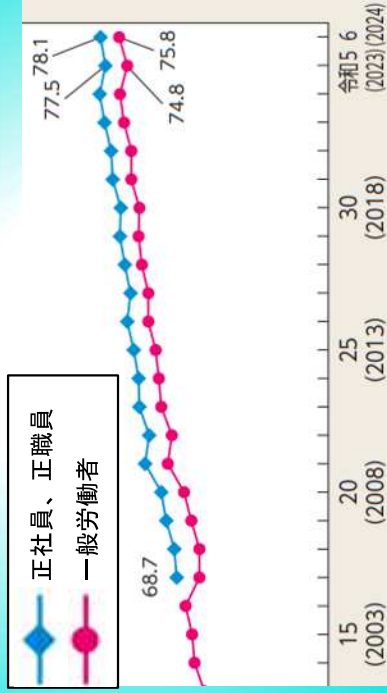
-52-

司法分野における女性割合の推移



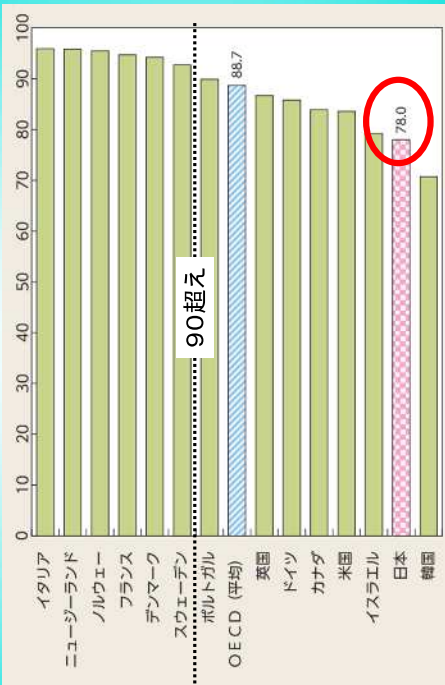
男女間所定内給与格差

※男性の基本給を100としたときの女性の基本給



-55-

男女間所定内給与格差(フルタイム労働者)【令和5年】



-56-

ジェンダーギャップ指数2025

男女の不平等の度合いを「経済参画」、「政治参画」、「教育の到達度」、「健康(医療)」の4つの分野に分けて、それぞれ指数化(女性÷男性)したもの。「世界経済フォーラム」が指数を算定し、各国のランキングとともに毎年発表している。

-57-

ジェンダーギャップ指数2025

順位	指数	国名
1	0.926	アイスランド
2	0.879	フィンランド
3	0.863	ノルウェー
4	0.838	イギリス
5	0.827	ニュージーランド
42	0.756	アメリカ
101	0.687	韓国
103	0.686	中国
118	0.666	日本

-58-